塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン

令和４年４月　策定

塩尻市

１　本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」と併せて、太陽光発電設備の適正な設置及びその後の維持管理を行うために遵守すべき事項を示すことにより、事業者による太陽光発電設備の設置及び管理の自主的な取り組みを促し、市民の安全と安心を確保することを目的としています。

２　対象

本ガイドラインは、市内において土地に自立して設置する定格出力の合計が 10 キロワット以上の太陽光発電設備を対象とします。ただし、住宅や事業所の屋根、屋上又は壁面に設置するものは対象としません。

３　抑制区域について（条例第７条）

事業用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて慎重に検討を行ってください。

特に、市民の生命及び財産の保護、景観の維持並びに自然環境及び生活環境の保全を図るため、表１のエリアを抑制区域として指定しています。このエリアへの太陽光発電設備の設置は避けてください。

表１　抑制区域

エリア（区域の名称等）	関係法令等
①　砂防指定地	・砂防法
②　地すべり防止区域	・地すべり等防止法
③　急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
④　土砂災害（特別）警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
⑤　保安林	・森林法
⑥　農用地区域内にある農地等 (1)農用地区域内農地 (2)第一種農地	・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律
⑦　（特別）史跡、（特別）名勝又は（特別）天然記念物等の存ずる区域 (1)国指定文化財 (2)県指定文化財 (3)市指定文化財	・文化財保護法 ・長野県文化財保護条例 ・塩尻市文化財保護条例
⑧　（重要）伝統的建造物群保存地区	・文化財保護法
⑨　国定公園	・自然公園法
⑩　鳥獣保護区の特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑪　規則で定める区域 (1)地すべり危険箇所 (2)急傾斜地崩壊危険箇所 (3)土石流危険渓流	・塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則 ・県が調査・公表している箇所

４　関係法令の遵守

事業者の責任において関係法令の規定を確認し、協議や手続きを行ってください。

５　事業計画の策定

事業者は、環境省作成の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び太陽光発電設備の設置等に関する法令（長野県と塩尻市の条例を含む）に規定する事項を遵守した事業計画を策定してください。また、地域への貢献を考慮した事業となるよう努めてください。この手順について、図１に示します。

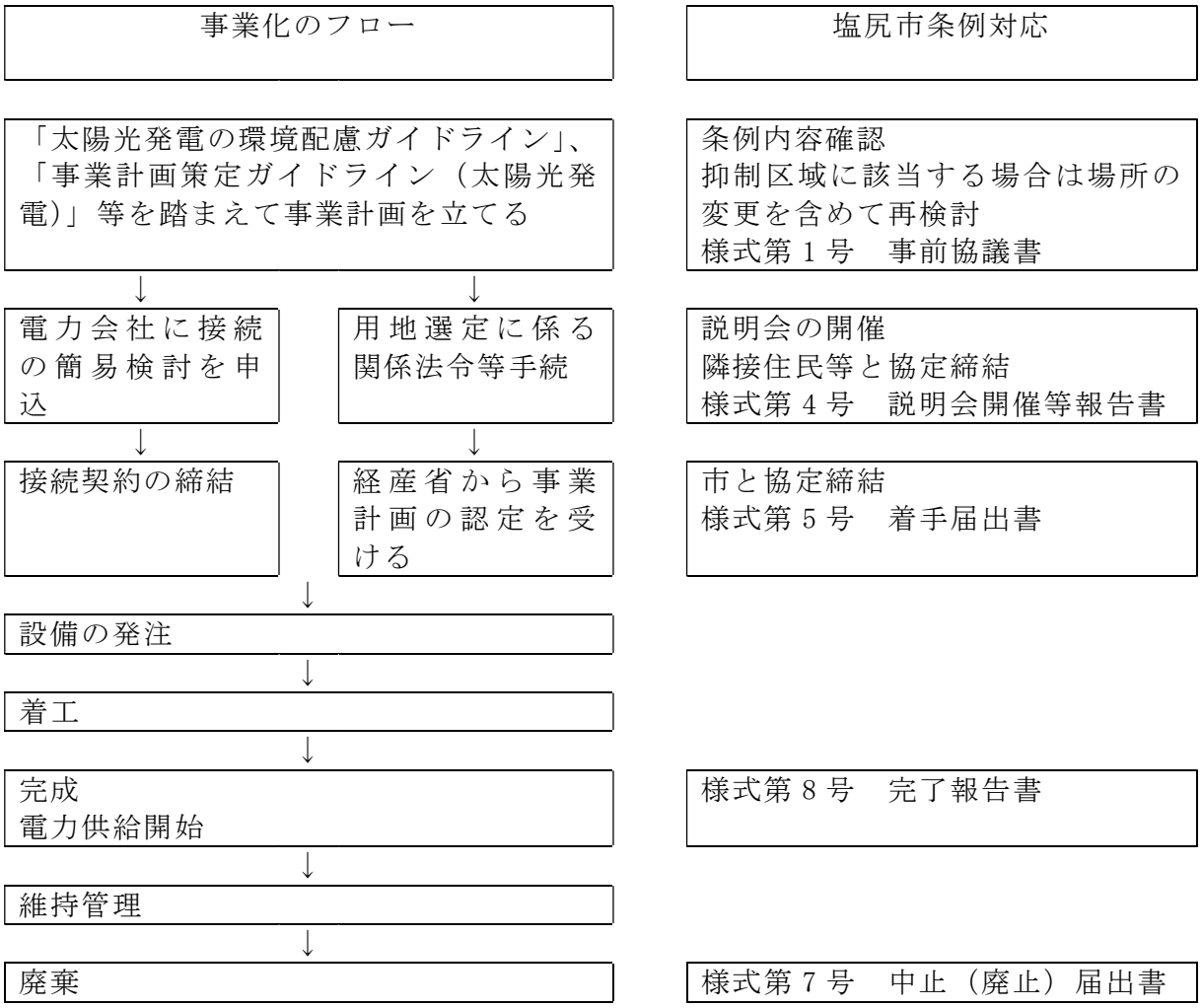

図１　事業化の処理手順

６　事前協議（条例第８条）

事業計画を作成した時点で、市へ事前協議の申し入れをしてください。

協議を行う時期は、後述する近隣住民等との合意形成を図る前、かつ、太陽光発電設備設置事業に着手する 90 日前までとします。また、固定価格買取制度を利用し売電する事業の場合は、経済産業省への事業計画認定申請前に行ってください。

なお、事前協議は終了まで 30 日程度の期間を要し、不備等によってはさらに期間が必要となる場合もありますので、余裕をもって手続きをしてください。

７　隣接住民等への説明と協定の締結（条例第９条、第 10 条）

事業内容について隣接住民等との合意形成を図り、理解を得たうえで事業を行うため、事業の概要や防災及び環境への影響等について、隣接住民等へ十分な説明を行ってください。

自治会の代表者（区長等）との事前調整は塩尻市で行います。その後、自治会の代表者と打ち合わせを行い、事業区域の境界から 50 メートル以内に土地を所有される方等を対象として説明会を開催してください。

隣接住民等から要望があった場合は、協定書を作成し締結してください。

また、説明会の報告書は、着手の届出の際に提出してください。

８　塩尻市と協定の締結（条例第 11 条）

太陽光発電設備の設置にあたり、市民の安全と安心を確保することを目的として、本市と協定を締結してください。

９　着手の届出（条例第 12 条）

太陽光発電設備設置事業に着手する日（樹木伐採や資材搬入など太陽光発電設備の設置を前提とした行為を実施する日）の３０日前までに、市へ塩尻市太陽光発電設備設置事業届出書等を提出してください。

10　完了の報告（条例第 14 条）

太陽光発電設備設置事業が完了したとき（太陽光発電設備の設置工事が完了したとき）は、完了した日から３０日以内に、市へ塩尻市太陽光発電設備設置事業完了報告書等を提出してください。

11　事業に関する報告等（条例第 15 条、第 16 条）

担当職員の見回りや市民からの苦情などにより必要があると認めるときは、資料の提出を求めます。また、必要な措置を講ずるように助言又は指導を行う場合があります。

12　勧告（条例第 17 条）

次のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告します。

(1)事前協議をしなかった、又は虚偽の事前協議をしたとき
(2)隣接住民等への説明を行わなかったとき
(3)正当な理由がなく、隣接住民等との協定を締結しないとき
(4)塩尻市と協定の締結をしないとき
(5)着手の届け出をしないとき
(6)求めた資料の提出をしなかったとき、必要な調査を拒んだときなど
(7)助言又は指導に正当な理由なく従わないとき

13　公表と国又は県への報告（条例第 18 条、第 19 号）

勧告に従わないときは、事業者の氏名、住所等を公表します。併せて、FIT 認定の取消し事由に該当する条例違反があったことを国に通報します。

14　その他順守事項

太陽光発電設備の設置にあたっては、表２の事項を順守してください。

表２　その他順守事項

順守すべき事項	届出書類記載事項
１　柵堀等 全ての太陽光発電設備において、外部から容易に発電設備に触れることができないような距離を確保した柵堀等を設置すること。	・平面図に設置位置を記載する
２　道路 太陽光発電設備の設置により、道路の見通しが悪化しないようにすること。 塩尻市公共物管理条例に基づき、道路や側溝に土砂等を流出させないこと。	・平面図に隣接道路を記載する
３　切土・盛土 切土と盛土は必要最小限にとどめること。勾配はできるだけ緩やかにすること。植生シート等により法面の保護を行うこと。また、雨水等が法面の反対方向へ流れるような勾配とすること。	・縦断図・横断図を添付する
４　擁壁 擁壁を設置する際は、安定計算等の必要な検討を行うこと。	・擁壁の構造等が分かる資料を添付する
５　土砂流出対策 敷地外への土砂の流出を防止する対策をすること。設置後は、その機能を維持するために適正な管理をすること。	・平面図に設置位置を記載する
６　緊急連絡先 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の外側から見えやすい場所に標識を設置すること。	・事業完了の届出に設置写真を添付する
７　雨水対策 雨水は全て敷地内で処理できるよう、地下浸透施設等の雨水排水施設を設置すること。設置後は、その機能を維持するために適正な管理をすること。	・平面図に設置位置を記載する ・雨水排水処理計画書を作成し現場透水試験結果報告書を添付する ・維持管理方法を記載する
８　樹木の保存 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。	・平面図に伐採範囲を記載する
９　景観保全 発電設備は隣地境界から可能な限り後退すること。特に道路や住宅に隣接する場合には、植栽等により存在感を軽減すること。	・事前協議の届出に内容を記載する

順守すべき事項	届出書類記載事項
10　周辺環境への配慮 　パワーコンディショナーの稼働音、モジュールからの反射光による光害などにより、地域住民の生活環境を害することのないようにすること。また、太陽電池モジュールや電気盤等の色彩は、周囲と調和したものとすること。	・事前協議の届出に内容を記載する
11　水資源の保護及び水質保全 　水資源保護及び水質保全については塩尻市と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。	・事前協議の届出に内容を記載する
12　災害時の対応 　落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、市に報告すること。	
13　周辺に配慮した工事の実施 　予め周辺住民等に工事期間等を周知し、秩序ある工事を行うこと。また、工事目的、工事期間、発電事業者名及び連絡先、施工業者名及び連絡先を表示すること。 　また、降水量が多い時期に工事を行う場合は、雨水や土砂の流出等がないよう防止策を施し、周辺に悪影響を与えることがないよう努めること。	